

# 令和7・8年度 入札参加資格審査【定期】申請手続きのご案内

～二本松市内に本社・本店等をお持ちの皆様へ～

## 1 はじめに

二本松市が工事、業務委託または物品購入等の契約を行う場合、原則として入札または見積合わせにより契約相手を決定しています。

市では、業務を発注する際【入札参加資格者名簿】または【小規模契約希望者登録名簿】の名簿登録者の中から発注する業務の性質等を考慮し、入札または見積合わせへの参加業者を選定しています。

したがって、市が発注する業務の入札または見積合わせへの参加を希望する場合は、上記いずれかの名簿に登録されていることが必要となります。

## 2 名簿に登録されると

### (1) 入札参加資格者名簿

- ① 契約金額が概ね50万円以上の工事、業務委託、物品購入および物品賃貸借等（以下、「発注業務」という。）の入札または見積合わせの参加機会を得ることができます。
- ② 契約金額が50万円未満の発注業務であっても、高度な技術力が要求されるような場合には、入札または見積合わせの参加機会を得ることができます。

### (2) 小規模契約希望者登録名簿

- ① 契約金額が概ね50万円未満かつ、高度な技術力等が要求されない発注業務に対する見積合わせの参加機会を優先的に得ることができます。
- ② 緊急性を要しない簡易な土木および施設修繕工事への見積合わせの参加機会を優先的に得ることができます。

この案内は、上記2つの名簿のうち【入札参加資格者名簿】への登録をするために必要な「入札参加資格審査申請」の手続きに関する説明を簡単にまとめたものです。

## 3 入札参加資格審査申請とは

- ① 「入札参加資格審査申請」とは、【入札参加資格者名簿】への登録を希望する場合、市の規定により行っていただく申請です。
- ② 申請は、申請書及び必要書類を財政課へ提出することにより行います。
- ③ 財政課で申請を受け付けた後、市が別に定めている条件全てを満たしている場合に限り入札参加資格者となり、【入札参加資格者名簿】に登録されることになります。

## 4 入札参加資格審査申請をするには

財政課または各支所地域振興課窓口に備え置きしている「入札参加資格審査申請の手引き」をご覧のうえ、必要書類を揃えて財政課契約係宛てに提出してください。

また、手引きは市ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードすることができます。

- ① 受付期間：令和6年11月1日から11月30日

- ② 申請書配布場所：財政課、各支所地域振興課

および市ウェブサイト

<http://www.city.nihonmatsu.lg.jp>

- ③ 提出方法：郵送または持参

※郵便の場合は、11月30日の消印有効とする。

※持参の場合は、土日祝日を除く。

- ④ 提出先：二本松市総務部財政課契約係（964-8601 二本松市金色403番地1）  
※支所では様式関係の配布のみ行い、申請の受付はいたしませんのでご注意ください。

## 5 入札参加資格審査を受け付ける業種

申請を受け付ける業種は、業務内容により次の4つに区分します。

- ・ 建設工事 ----- 建設業法で規定する工事
- ・ 測量・設計等業務 ----- 測量、建設事業に係る調査・設計または不動産鑑定
- ・ 物品調達業務 ----- 物品の購入、賃貸借または物品に係る保守・修繕業務
- ・ 役務提供業務 ----- 警備、清掃、庭園管理、施設または設備の保守等、役務の提供に係る業務

## 6 入札参加資格者名簿に登録されると

- ① 入札参加資格審査申請を行い、適格業者と認められると【入札参加資格者名簿】に令和7・8年度に限り登録されます。（当該資格の認定を受けた日から令和9年3月31日まで）
- ② 【入札参加資格者名簿】に登録されることにより、冒頭に記載した発注業務への入札または見積合わせの参加機会が得やすくなります。
- ③ 名簿には有効期間があるため、有効期限後も名簿登録を希望される場合は、その都度更新手続きを行っていただく必要があります。  
※次回更新の受付（定期受付）は、令和8年11月を予定しております。
- ④ 名簿登録者は市ウェブサイト及び財政課窓口で公表します。
- ⑤ 名簿登録することが、市発注業務の入札または見積合わせに参加するための基本条件となります。

名簿登録は、市発注業務の入札または見積合わせへの参加機会が増えるにすぎず、市発注業務全ての入札または見積合わせに参加できることを約束するものではありませんのでご承知おきください。

## 7 小規模契約希望者登録している場合の留意点

- (1) 現在、【小規模契約希望者登録名簿】に登録されている方であっても、【入札参加資格者名簿】に該当する発注業務への入札または見積合わせの参加を希望される場合は、今回新たに【入札参加資格審査申請】を行ってください。
- (2) 小規模契約希望者登録および入札参加資格者登録は重複して登録することが可能です。ただし、【工事】に登録を希望する場合は以下の点に注意してください。
  - ① 小規模契約希望者登録の【維持修繕工事】と入札参加資格審査申請の【建設工事】は、重複して名簿登録することができません。  
仮に、小規模契約希望者登録の【維持修繕工事】登録者が、今回入札参加資格審査申請の【建設工事】に登録した場合は、【維持修繕工事】の登録を職権で抹消します。
  - ② 小規模契約希望者登録の【維持修繕工事】で登録している場合でも、【建設工事】以外の業種であれば、【維持修繕工事】の登録を残したまま、入札参加資格者名簿の登録をすることができます。